

令和 7 年度 道路橋梁整備事業
市道東矢ノ谷連絡線舗装改良工事

設計書
(当初設計)

工事番号			
路線名等	市道 東矢ノ谷連絡線		
工事箇所	相生市	那波	地内
工 種	舗装工事		

[illegible]

総括情報表

単価適用年月日	0-07. 06. 01 (0)		
	今 回	前 回	
工種区分 (公共) 施工地域区分 前払区分 契約保証費用 週休 2 日補正	06 舗装 32 一般交通影響有り (2) - 1 02 補正なし 1.00 01 計上する 04 週休 2 日補正なし		

工事費内訳書

頁0-0002/0013

費目・工種・種別・細目		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費							
道路修繕							
舗装工							
舗装打換え工							
不陸整正							
不陸整正 補足材料->有り(29mm以上34mm未満) 粒調碎石 M-25, M-30, M-40							施工 第0-0001号内訳表
		895		m2			
表層							
透水性アスファルト舗装 t = 3 0 mm 一般・4t以下乗入部->開粒度As(13) ; (2.05)							施工 第0-0002号内訳表
		895		m2			
殻運搬							

工事費内訳書

頁0-0003/0013

費目・工種・種別・細目		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
舗装版破碎 ; D I D区間有り L=10.5km以下	舗装版破碎						施工 第0-0003号内訳表
		26	m3				
舗装版破碎	舗装版破碎						
舗装版破碎(アスファルト舗装版) ; 障害->無し ; 撤去厚->15cm以下	舗装版破碎						施工 第0-0005号内訳表
		895	m2				
仮設工	仮設工						
交通管理工	交通管理工						
交通誘導警備員	交通誘導警備員						
交通誘導警備員 B	交通誘導警備員 B						施工 第0-0006号内訳表
		12	人日				

工事費内訳書

頁0-0004/0013

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
直接工事費計						
共通仮設費計						
共通仮設費率分			式			
純工事費計						
現場管理費			式			
工事原価計						
一般管理費等			式			
工事価格計						
消費税相当額			式			

工事費内訳書

頁0-0005/0013

費目・工種・種別・細目		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
総計											

[規格 1] 補足材料->有り (29mm以上34mm未満)

[規格 2] 粒調碎石 M-25, M-30, M-40

[摘要]

1

m2 当り

[illegible]

[規格 1] $t = 3.0 \text{ mm}$

施工 第0-0002号内訳表

頁0-0008/0013

[規格 2] 一般・4t以下乗入部→開粒度As(13)

[摘要]

1 m2 当り

標準単価	代表機材規格	構成比	基準単価	積算規格	単 価	補 正 構成比	備 考
K1	アスファルトフィニッシャ 舗装幅2.3～6.0m [ホイール型・排出ガス対策型(第3次基準値)]			アスファルトフィニッシャ [ホイール型・排出ガス対策型(第3次基準値)] 2.3～6.0m			
K2	バックホウ 山積0.28m ³ (平積0.2) [クロー型後方超小旋回型] 超低騒音型・排出ガス対策型含			バックホウ(排出ガス対策型・超低騒音型含) 油圧クロー後方超小旋回 山積0.28m ³			
K3	振動ロー(舗装用) 質量3～4t [搭乗コンバイント式] 排出ガス対策型含			振動ロー(排出ガス対策型含) 搭乗式コンバイント型 3～4t			
K							
R1	普通作業員			普通作業員			
R2	運転手(特殊)			運転手(特殊)			
R3	特殊作業員			特殊作業員			
R4	土木一般世話役			土木一般世話役			
R							
Z1	開粒度アスコン TOP13 t=40mm			開粒度アスコン(ストレートAS新規材) TOP13			
Z2	軽油 バトロール給油			軽油			
Z							

透水性アスファルト舗装

[摘要]

頁0-0009/0013

[illegible]

〔規格 1〕 舗装版破碎

積算単価算出表

施工 第0-0003号内訳表

頁0-0010/0013

[規格 2]

[摘要]

m3	当り
----	----

[illegible]

頁0-0011/0013

当り

[illegible]

舗装版破碎(アスファルト舗装版)

[規格 1]

[規格 2] 撤去厚->15cm以下

積算単価算出表

施工 第0-0005号内訳表

頁0-0012/0013

1 m2 当り

標準単価	代表機労材規格			構成比	基準単価	積算規格		単 価	補 正 構成比	備 考
	K1		バックホウ 山積0.45m3(平積0.35) [クローラ型後方超小旋回型] 超低騒音型・排出ガス対策型含				バックホウ(排出ガス対策型・超低騒音型含) 油圧クローラ後方超小旋回 山積0.45m3級			
	K									
	R1		土木一般世話役				土木一般世話役			
	R2		運転手(特殊)				運転手(特殊)			
	R3		普通作業員				普通作業員			
	R									
	Z1		軽油 パトロール給油				軽油			
	Z									
							計			
	積算単価 =									
	A	舗装版種別	=1		アスファルト舗装版					
	B	障害等の有無	=1		無し					
	C	騒音振動対策	=1		不要					
	D	舗装版厚	=1		15cm以下					
	F	積込作業の有無	=1		有り					

頁0-0013/0013

人日 当り

[illegible]

数量集計表

No. 1

工 種	名 称	形状寸法	算 式	数 量	単位	摘 要
市道東矢野谷連絡線						
舗装工						
	不陸整正	補充材有り t =3cm	610.2+136.4+149.2 =	895.8	m 2	数量計算書No1.2.3
	表層	透水性アスファル開粒度アスコン	610.2+136.4+149.2 =	895.8	m 2	数量計算書No1.2.3
	殻運搬	As殻	895.8*0.03 =	26.9	m 3	数量計算書
	処分	As殻		1.0	式	※26m3
構造物撤去工						
	舗装版破碎	15cm以下	895.8 =	895.8	m 2	数量計算書No1.2.3
仮設工						
	交通誘導警備員			12.0	人日	交通誘導員算出表

数 量 計 算 書

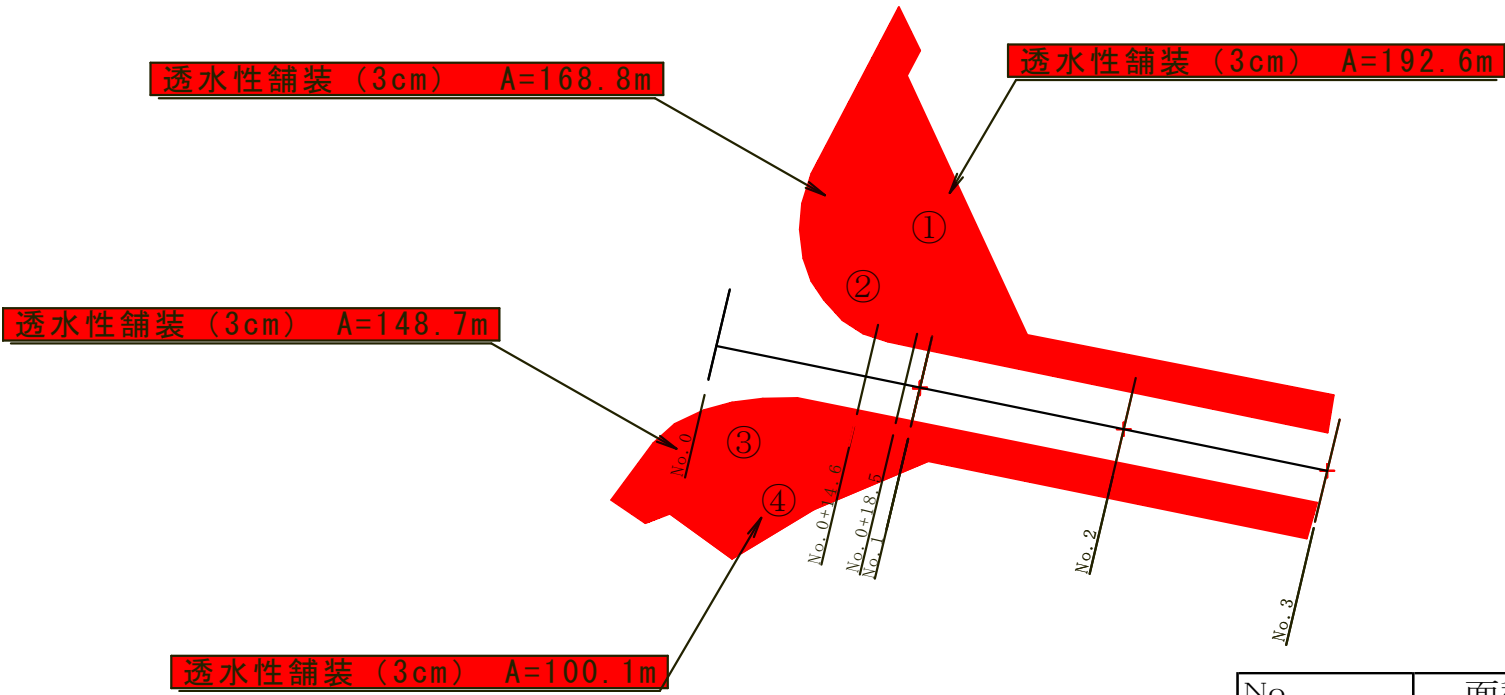
測 点 No	距 離 (m)	断 面			平 均			立 積			備 考
		表層			表層			表層			
北側											
No. 0+18. 5		3. 30									
No. 1	1. 5	3. 30			3. 300			4. 95			
No. 2	20. 0	3. 28			3. 290			65. 80			
No. 3	20. 0	3. 28			3. 280			65. 60			
小 計	41. 5							136. 4			

数量計算書

測点 No	距離 (m)	断面			平均			立積			備考
		表層			表層			表層			
南側											
No. 0+14. 6		3. 30									
No. 1	5. 4	3. 30			3. 300			17. 82			
No. 2	20. 0	3. 28			3. 290			65. 80			
No. 3	20. 0	3. 28			3. 280			65. 60			
小 計	45. 4							149. 2			

数 量 総 括 表							No. 1
工 事 名	市道東矢ノ谷連絡線舗装改良工事				事業区分	道路橋梁整備事業	
					工事区分	道路橋梁整備工事	
工種・種別・細別	名 称	規 格	算 式		数 量	単位	摘 要
舗装工							
	不陸整正	補充材有り t =3cm				m 2	
			= 895. 8	895. 0	数量集計表No, 1		
	表層	透水性アスファル開粒度アスコン				m 2	
			= 895. 8	895. 0	数量集計表No, 1		
	殻運搬	As殻				m 3	
			= 26. 9	26. 0	数量集計表No, 1		
	処分	As殻				式	
			= 1. 0	1. 0	数量集計表No, 1		
構造物撤去工							
	舗装版破碎	15cm以下				m 2	
			= 895. 8	895. 0	数量集計表No, 1		
仮設工							
	交通誘導警備員					人日	
				12. 0	交通誘導員算出表		

数量計算書3



No	面積
①	192.6
②	168.8
③	148.7
④	100.1
合計	610.2
面積	610.2

※CAD求積より(m2)

特 記 仕 様 書

この仕様書は、下記の工事の施工に適用する。

工事名 : 市道東矢ノ谷連絡線舗装改良工事

工事場所 : 相生市 那波 地内

則

第 1 条 適用する図書

本工事の施工にあたっては、「設計図書」によるほか、以下の図書及び本特記仕様書によらなければならない。

土木工事共通仕様書 [令和6年4月一部改訂] (兵庫県県土整備部)

土木工事施工管理基準 [令和5年10月一部改訂] (兵庫県県土整備部)

土木工事請負必携 [令和6年4月一部改訂] (兵庫県県土整備部)

小型構造物標準図集 [令和7年4月一部改訂] (兵庫県県土整備部)

第 2 条 契約工期

契約工期については、土・日曜日、祝日、年末年始休暇等を含んでいる。

第 3 条 特定建設作業の届出

騒音規制法、振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例による特定建設作業を行うときは、特定建設作業実施届出書を提出し、その写しを監督員に提出しなければならない。

第 4 条 コリンズ (CORINS) への登録

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 5 0 0 万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が 1 0 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

第 5 条 現場の管理

- 1 本工事の施工にあたっては、建設業法及び労働保険徴収法の規定により建設業の許可票及び労災保険関係成立票を現場内に掲示しなければならない。

建 設 業 の 許 可 票				
商 号 又 は 名 称				
代 表 者 の 氏 名				
監理 主任	技術者の氏名		専任の 有 無	
	資格者	資 格 者 証 交 付 番 号		
一 般 建 設 業 又 は 特 定 建 設 業 の 別				
許可を受けた建設業				
許 可 番 号				
許 可 年 月 日			令和 年 月 日	

労 災 保 険 関 係 成 立 票	
保険関係成立年月日	
労働保険番号	
工 事 期 間	自 令和 年 月 日
工 事 期 間	至 令和 年 月 日
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

- 2 工事請負代金額が2,500万円以上の工事について、請負者は現場代理人、監理技術者、主任技術者及び専門技術者並びに下請負業者の主任技術者に、工事現場内において工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

< 名 札 の 例 >

監理（主任）技術者	
写 真 2 cm×3 cm 程 度	氏 名 ○ ○ ○ ○
	工 事 名 ○ ○ 改 良 工 事
	工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会 社 名 ◇◇建設株 式会社

- 注) 1. 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
2. 社印は所属会社の社印とする。

第 6 条 施工体制台帳の作成

- 1 請負者は、公共工事入札契約適正化法に基づき、受注者が下請契約をおこなった場合、下請金額によらず施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともにその写しを監督員に提出するものとする。

このとき施工体制台帳は様式例－１及び様式例－２、施工体系図は様式例－３を参考として作成するものとする。

また、請負者は様式例－４を参考に工事担当技術者の施工体系図を作成して、監督員に提出するものとする。工事担当技術者の施工体系図には、元請負業者の監理技術者及び専門技術者並びに下請負業者の主任技術者の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名等を記載するものとする。

- 2 請負者は、建設業法施行規則第１４条の２第２項に基づく添付書類を施行体制台帳とともに監督員に提出するものとする。

第 7 条 建設廃棄物の処理

- 1 本工事は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な処置を講ずることとする。

1) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地
アスファルト殻	山陽建設工業㈱	たつの市揖保町揖保中字柳原347他2筆

上表については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

受注者は、兵庫県登録施設から搬出先施設を選定し、共通仕様書に基づき施工計画書に含め、監督員に提出しなければならない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

- 2 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告するものとする。

なお、書面は再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

- 3 工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

第8条 処分量の検収

- 1 特定建設資材等産業廃棄物の処理にあたっては、原則として再資源化施設に搬出するものとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を持つ計量器を有する処理業者に委託し、兵庫県のマニフェストシステム実施要領に従って処理するものとする。

請負者は、処分が完了した後、処理業者が検収したマニフェスト票（D票及びE票）の写しを監督員に提出すること。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議し承諾をうけるものとする。

（原則として設計計上数量を限度とし、上記検収数量が設計数量に満たない場合は変更の対象とする。）

- 2 請負者は、産業廃棄物の処理にあたり、処理一覧表〔種類、日付、車両番号、処分量、処理施設〕を作成し、搬出、搬入、処理施設の処理状況を写真記録し監督員に報告するものとする。

ただし、処理状況写真については、報告が工事竣工後となってもやむを得ないものとする。

第9条 建設副産物対策

「兵庫県における建設リサイクル行動計画」（平成10年6月策定）の推進を図るため、「再生資源の利用促進に関する法律（リサイクル法）」（平成3年10月）に基づく「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）」を作成し提出するものとする。

- ・工事着手時 : 再生資源利用〔促進〕計画書
- ・工事完成時 : 再生資源利用〔促進〕実施書

第 10 条 交通誘導員の配置

- 1 交通整理員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。なお、警備日報と集計表を監督員に提出しなければならない。

配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交替要員の有無	備考
相生市 那波 地内	3 名/日	交通誘導員 B 12人	昼	無	本工事

なお、交通誘導員 A、B の定義はつぎのとおり。

交通誘導員 A： 警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員

交通誘導員 B： 警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

2 交通誘導員の有資格

資格	資格要件
1・2 級交通誘導警備検定合格者	公安委員会が学科及び実技試験を行って、交通誘導警備に関して専門的な知識及び技能を有すると認めた者。
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員	・ 警備業法における警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者。 ・ 警備業法における指定講習を修了した者。 ・ 警備業法施行規則における基本教育及び業務別教育（警備業法第 2 条第 1 項第 2 号の警備業務）を既に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が 1 年以上である者。

- 3 請負者は、交通誘導員として交通誘導警備検定合格者を配置した場合、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督員に提出するものとする。
- 4 請負者は、交通誘導員として交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置した場合、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有すると確認できる次の資料の何れかを監督員に提出するものとする。
- ・警備員指導教育責任者資格者証（写し）
 - ・指定講習終了証明書（写し）
 - ・警備業法施行規則 第26条第2項に定める基本教育、及び同条第2項、第3項に定める業務別教育（警備業法第2条第1項第2号の警備業務）を受講したことを証明する警備員名簿及び教育実施状況等の写し、及び交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が1年以上であることを証明する書類。

第 1 1 条 関係機関との調整

請負者は、工事の施工に際して地元自治会ほか関係機関との調整を十分に図り工事施工計画等について、工事説明会の開催や工事説明通知文書を配布するなど理解を求めること。

第 1 2 条 品質管理試験

本工事の透水性舗装施工に伴い実施する品質管理試験は、透水性歩道舗装工事仕様書（案）のとおりとする。

第 1 3 条 再生砕石の適用

「下層路盤材」、「歩道路盤材」及び土木構造物の基礎砕石並びに裏込砕石に使用する材料は、下記の品質規格を満足するものとし、乙は施工にあたって、事前に使用する再生切込砕石生産者名及び最近の試験結果を提出し、監督員の承諾を受けなければならない。

再生切込砕石の品質基準は、次表のとおりとする。

修正CBR (%)	PI (塑性指数)	すりへり減量	粒 度
30以上	6以下	50以下	再生切込砕石の粒度範囲に入ること

再生切込碎石にアスファルトコンクリート再生骨材を混合する場合は、混合割合を60%以下とすること。

本工事に使用する再生碎石は、再生切込碎石（40～0mm又は30～0mm）とする。なお、生産者業者の都合により再生切込碎石の供給支障がある場合は、監督員と協議し指示を受けること。

第 14 条 下層路盤材

アスファルトコンクリート塊を原料とする再生切込碎石を下層路盤材として使用する場合は、別途資材と混合して使用するものとし、アスファルトコンクリート塊の混合割合は重量比60%以下とする。

ただし、別途資材として鉄鋼スラグ路盤材、アッシュストーンを30%以上混合した場合に限り、アスファルトコンクリート塊の混合割合は上記規定を適用しない。

なお、生産者の都合により再生切込碎石の供給に支障がある場合は、監督員と協議のうえ、新材切込碎石に変更することとし、設計変更の対象とする。

第 15 条 アスファルト混合物

- 1 請負者は、アスファルト合材配合統一用紙を提出した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、アスファルト混合物設計総括表
アスファルト混合物設計のバックデータ及び使用材料の試験成績表の写しを監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- 2 請負者は、アスファルト混合物事前審査委員会が認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前審査制度認定書（認定
2 書、混合物総括表）の写しを監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- 3 アスファルト合材配合統一用紙を提出した混合物又はアスファルト混合物事前審査制度認定混合物を使用する場合は、土木工事
共通仕様書によらず、アスファルト混合物及びその材料に関する品質証明書、試験成績表の提出並びに配合設計、試験練りを省略
3 することができる。
- 4 配合統一用紙又は事前審査制度認定書による場合の「品質管理基準」は、以下のとおりとする。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験基準
				配合統一用紙
ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	必須	塑性変形輪数	混合所自主管理 ※1
			土木施工管理基準 「品質管理基準の全項目」	配合統一用紙提出
		その他	土木施工管理基準 「品質管理基準の全項目」	
	プ ラ ン ト	必須	配合試験	
			混合物のアスファルト量抽出	混合所自主管理 ※1
			混合物の粒度分析試験	
			温度測定（混合物）	
			基準密度の決定	配合統一用紙提出

※1 監督員から指示があった場合は、試験結果を提出するものとする。

第 16 条（歩道透水性アスファルト混合物）

透水性アスファルト混合物の粒度範囲及び混合物性状は下表を標準とする。

標準的粒度範囲

混 合 物 の 種 類		開粒度アスファルト混合物（13）
最 大 粒 径		13mm
通 過 百 分 率 %	19 mm	100
	13.2 mm	95～100
	4.75 mm	20～36
	2.36 mm	12～25
	0.6 mm	—
	0.3 mm	5～13
	0.15 mm	—
	0.075 mm	3～6
ア ス フ ァ ル ト 量 %		3.5～5.5

混合物性状

安定度 (KN)	3.0以上
フロー値 (1/1400cm)	20～40
空隙率 (%)	12以上
透水係数 (cm/sec)	1×10^{-2} 以上
密度	2.05以上
突固め回数	50回

第 17 条 下水汚泥溶融スラグを用いたアスファルト混合物

- 1 本工事における再生密粒度アスファルト混合物（TOP13）は下水汚泥溶融スラグを用いたアスファルト混合物（以下「下水汚泥スラグアスファルト混合物」という。）の使用を原則とする。ただし、材料の調達が困難な場合は通常の再生密粒度アスファルト混合物の使用を妨げない。なお、この場合、事前に発注者の了解を得ることとする。
- 2 上記については設計変更の対象とはしない。
- 3 下水汚泥スラグアスファルト混合物における材料の試験成績表や品質証明書の提出、配合設計及び試験練等については、土木工事共通仕様書によるものとする。
- 4 下水汚泥溶融スラグ及び下水汚泥スラグアスファルト混合物の品質は「下水汚泥溶融スラグの品質基準」、「下水汚泥溶融スラグを用いたアスファルト混合物の品質基準」を満たすものとする。

第 18 条 排出ガス対策型建設機械の使用

本工事において下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、「建設技術評価制度」又は「民間開発建設機械技術の審査証明事業」により評価された「排出ガス浄化装置」を装着した建設機械を使用することで同等とみなす。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとし設計変更の対象とする。

上記において、「これにより難しい場合」とは、請負者の都合で調達できない場合を含むものとする。

なお、使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、完成書類として提出するものとする。

機 種	備 考
・バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上、260kw以下）を搭載し た建設機械
・トラクタショベル（車輪式）	
・ブルドーザ	
・発動発電機（可搬式、溶接兼用機含）	
・空気圧縮機（可搬式）	
・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの。	
：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入・引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）	
・ロードローラ	
・ホイールクレーン	

第 19 条 安全管理

1 安全・訓練等の実施

本工事施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により 1 月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施すること。

- (1) 安全活動の動画等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容等の周知徹底
- (3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

2 安全訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画書を作成し、監督員に提出すること。

3 安全訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を工事報告（工事月報）に記載し報告すること。

第 20 条 不正軽油の使用の禁止

- 1 請負者は、工事の施工にあたり、使用する車輛及び建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第700条の22の2（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。
- 2 請負者は、不正軽油の使用が判明した場合には、速やかに是正措置を講じなければならない。

第 21 条 事前調査測量

本工事施工にあたり、請負者は工事着工前に事前調査測量を実施し、その成果を速やかに監督員に提出しなければならない。

第 22 条 その他

- 1 本工事施工にあたり、現場代理人は携帯電話等を常時携帯し、絶えず連絡が出来る体制をとるものとする。
- 2 請負者は、工事期間中において工事場所周辺道路等の維持管理を適切に行い付近住民等から苦情等がないよう最善の努力をするものとする。
- 3 工事着手前には必ず現地踏査・現地測量を行い、設計との照査を行い測量・施工計画書・材料確認の必要書類を監督員に提出し了解を得なければならない。尚、着工前の設計照査・地元要望等により設計変更が生じる場合は必ず監督員と協議を行うこと。
この時、変更設計図面・数量表は請負者において作成するものとする。
- 4 請負者は、本工事に伴う提出書類を土木工事請負必携のほか、「土木工事提出書類一覧表」により該当する項目について整理を行い提出しなければならない。
- 5 請負者は、本工事の施工に際して、第三者災害に対する保険（土木工事保険等）に加入し、その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。
- 6 請負者は、本工事の施工に際して、その工事に携わる下請の事業主と労働者の意識の向上を図るため、現場事務所や工事現場の出入口など見易い場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示するものとする。
- 7 請負者は、本工事の施工に際して、労働基準法第 104 条の 2（労働基準法施行規則第 57 条）労働基準法の適用事業となったとき（業種を問わず労働者を使用するに至ったとき）に、所轄労働基準監督署長に適用事業報告をしなければならない。
- 8 請負者は、本工事に関する支障物件（電柱や地下埋設物など）の移転の時期等を監督員と協議するとともに関係機関と調整するものとする。
- 9 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならず、保険契約を締結したのち、その証券等を発注者に提示するものとする。

第 23 条 疑 義

本件特記仕様書に疑義が生じた場合は、発注者、請負者で協議し解決するものとする。

公共工事提出書類一覧表

項目	提出期限	提出日	備考
1 契約時			
①工事施工計画、下請負人通知書 (当初、変更)	契約後5日以内		
②現場代理人、主任技術者経歴書	同上		免許の名称、学歴又は専攻学科、実務経験、登録番号
③工程表(バーチャート)	同上		
④建設廃棄物処理計画書	契約時		
⑤リサイクル法第13条に基づく書面	同上		
⑥建設業退職金共済制度	同上		建設業退職金共済組合証紙購入確認書の写し
2 工事着手前			
ア 施工計画書(当初、変更)	工事着手前		監督員は施工の安全性や法令、規定を遵守し適切な施工が履行できるものであるかを確認し、疑義がある場合にのみ指導・助言する。
①工事概要			工事名、路線及び河川名等、工事場所、工期、請負金額、工事内訳(主たる工種を記載し、契約設計図書の工事内訳書の記載は求めない) ※図面等は不要
②計画工程表			工事費構成比、工程曲線
③現場組織表			現場代理人及び主任技術者等、各管理者(工程、出来形、品質、写真)、各係(資材、労務、機械、事務)及び社内検査員
④指定機械			機械名、台数、製造社名、規格、環境対策等 施工時に使用した写真により確認を行い、施工計画書には記載事項の根拠(車検証、カタログ、写真等)の添付は不要
⑤主要船舶・機械			機械名、台数、規格、使用工種等 指定機械に記載した機械も主要工種に使用するものは記載
⑥主要資材			JIS規格及びJIS工場の確認、品質・規格の確認
⑦施工方法			全体フローに示す工種は工事内訳書レベル2の範囲 施工方法の記載は工事内訳書レベル2又はレベル3までの範囲 任意仮設については詳細資料を添付。
⑧施工管理計画			工程管理、出来高管理、品質管理及び写真管理について、 管理項目、管理時期、管理頻度、記録方法、配慮事項を記載 段階確認、立会確認の必要な項目、実施予定を記載 コンクリート、アスファルトの運搬経路図(経路、時間を記載)
⑨安全管理			安全衛生管理の組織体制、安全衛生管理に対する実施計画 ※記録様式の添付は不要
⑩緊急時の体制及び対応			緊急時の連絡体制、災害時の体制 ※緊急資材の調達先や運搬経路は不要
⑪交通管理			運搬時間に制限がある資材(Con、As)の運搬経路と時間 一般車両、歩行者等に対する交通管理 工事車両に対する安全管理や輸送計画 過積載防止に向けた体制や確認方法等 各種許可申請の有無と許可書の提出方法 ・道路使用許可書、特殊車両許可書の写し 交通誘導員の配置図、保安施設の配置図及び主要資材の運搬経路位置図

公共工事提出書類一覧表

項目	提出期限	提出日	備考
⑫環境対策			騒音、振動、濁水、土埃等の配慮事項。周辺住民に対する対応
⑬現場作業環境の整備			現場事務所、休憩所、作業現場及び現場周辺の美化 土日休日作業に対する取組方針
⑭再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法			建設副産物収集運搬処理の委託及び最終処分における処分量の確認方法、再生資源の有効活用に向けた取り組み 添付書類 ・再生資源利用計画書 ・再生資源利用促進計画書 ・産廃業者との契約書及び産廃業者の許可書の写し
⑮その他			
1. 特定建設作業の届出			受付印のある写し
2. 工事カルテ（当初）	契約10 日以内に登録		
3. 土木工事保険等			第三者災害に対する保険
4. 労働基準法施行規則第57条適用事業報告			受付印のある写し 工事毎で報告がない場合は会社としての適用事業報告とする
5. 労働安全衛生法第88条届出			受付印のある写し
イ 使用材料確認願	工事着手まで		目次、インデックスを付ける。
①工事使用材料（当初、変更）			
②土木工事承諾願			当初設計に適合しないもの、承諾の必要な材料を使用する場合
ウ 特記仕様書関係必要書類			
①工事カルテ（変更、完成）	契約、完成 10 日以内		
②施工体制台帳及び施工体系図	下請け契約後速やかに		※R2.10.1以降契約分については「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」による。 下請け契約書（注文書、請書）の写し
③交通誘導員の資格者書及び経歴書	工事着手まで		
④事前測量成果報告書	工事着手まで		
3 施工中に提出する書類			
ア 段階確認書			自主検査の場合、検測状況写真添付
イ 立会願い			
ウ 休日作業届			
エ 安全訓練等報告	毎月提出		活動内容の具体的議事録、写真添付
オ 工事履行報告書(工程管理報告書)	同上		計画工程と毎月の出来高数値により工程管理を行う、写真添付
カ 工事打合せ簿	打合せ後7日以内		
キ 施工承諾図			
ク 変更施工計画書			変更施工計画書は追加式とし先の施工計画書は変更しない
ケ 変更計画工程表			変更契約以降、工事費構成比、出来高比も変更となるため注意

公共工事提出書類一覧表

項目	提出期限	提出日	備考
4 工事検査時			
ア 社内検査報告書及び状況写真			
イ エ工程管理			計画工程と毎月の出来高数値により工程管理を行う
①履行報告書			
②工程管理表			
③月間工程表			
④写真			
ウ 出来形管理			
①出来高数量報告書			契約数量に対する出来高数量の対比（同様の数値基準による）
②出来形管理表			略図、設計値、実測値、差及び規格値等
③出来形管理図（工程能力図）			上記管理表を図示したもの（側点数10点未満は不要）
④出来形図			設計値及び実測値（括弧書き又は赤書き）を記載
エ 品質管理			実施した試験等の総括（一覧）表
①コンクリート品質管理表			打設日、打設量、空気量、スランプ、圧縮強度等
・コンクリート試験成績表			
・塩分測定結果表			
・テストハンマー試験成績表			
②アスファルト舗装品質管理表			厚さ、密度、As量等
・コア厚測定管理図表			
・アスファルト混合物温度管理表			
・抽出試験成績表			
③土工関係			試験表等
・土の締め固め試験成績表			
・現場密度試験成績表			
・CBR試験成績表			
④その他			鋼材ミルシート、注水試験等
オ 工事写真管理			
①着工前、完成後の対比写真			
②測点の記入			
③出来高寸法の記入、検尺の判読			
④不可視部分の確認			
⑤工事標示板、ヘルメット着用			
カ 安全管理			
①安全協議会の開催			
②安全教育（月1回）の実施			活動内容の具体的議事録、写真添付
③新規入場者			新規入場者の安全教育実施資料の提出
④現場内安全パトロール等の実施			現場内点検、パトロール、KY活動
キ 施工管理			
①段階確認書			項目、写真、結果

公共工事提出書類一覧表

項目	提出期限	提出日	備考
②立会報告書			内容、写真、結果
③工事打合せ簿、指示書			
ク その他			
①建設廃棄物の処理			提出書類 ・再生資源利用実施書 ・再生資源利用促進実施書 ・産業廃棄物管理表（マニフェストD票及びE票） ・産業廃棄物処理一覧表（種類、日付、車両番号、処分量、 運搬受託者名、処分受託者名） ・産業廃棄物の処理状況の写真添付（搬出、搬入、処理施設） ・建設発生土処理一覧表（種類、日付、車両番号、処分量、 運搬受託者名、処分受託者名） ・建設発生土の処理状況の写真添付（搬出、搬入、処理施設）
②交通誘導員			警備日報及び集計表
③排出ガス対策型建設機械			排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真添付
④特定自主検査記録表			
⑤重機点検表			
⑥建設業退職金共済制度の確認			共済証紙受払簿、退職金共済手帳、被保険者の就労状況報告書、建退 共辞退届 建退共制度適用事業主工事現場標識の掲示状況写真
⑦建設業許可及び労災保険関係成立 票の現場内掲示			現場内掲示写真の添付
⑧地元対応書類			
⑨納品伝票一覧			出来高で確認できない伝票の添付

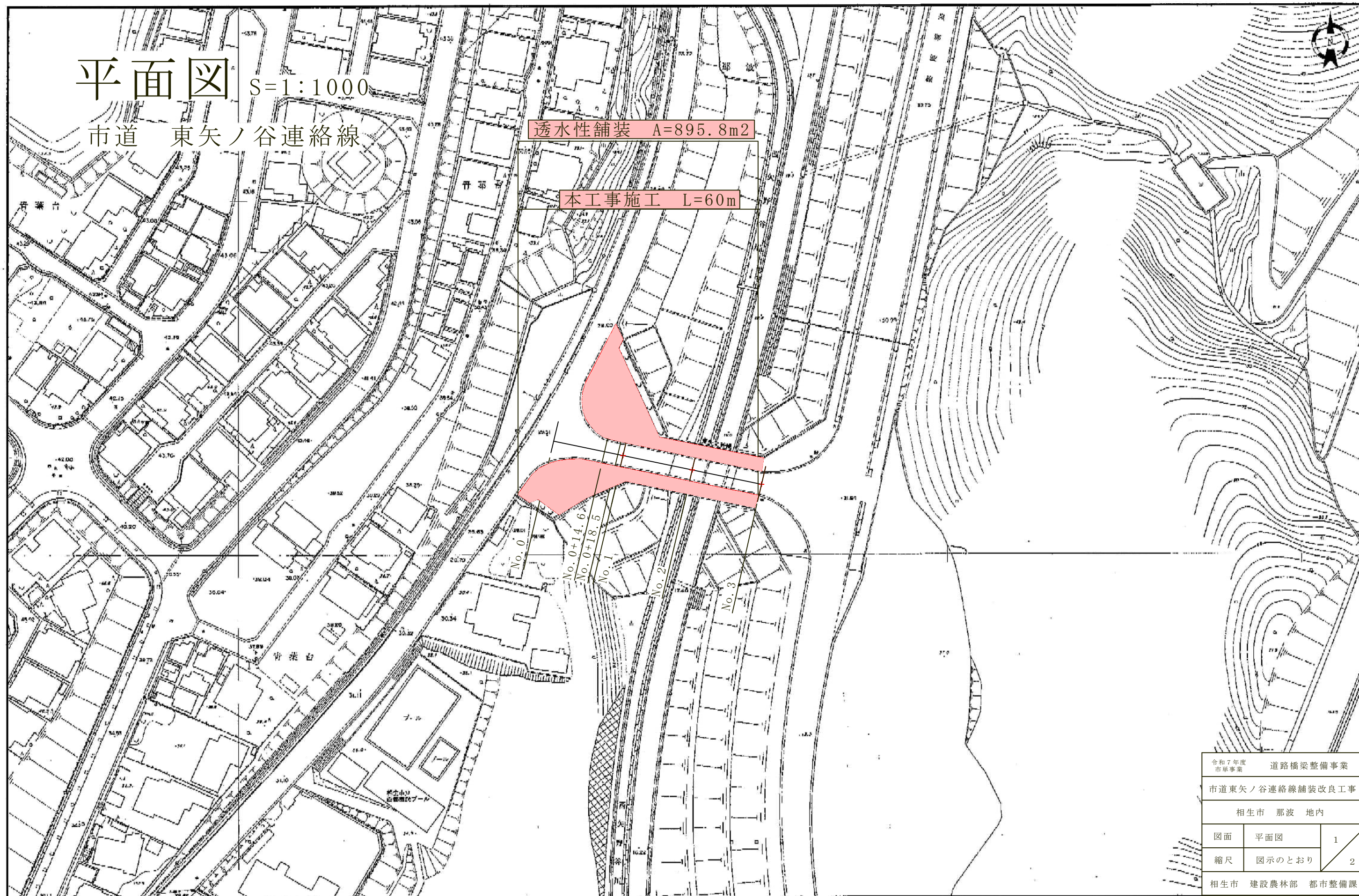
平面図

S=1:1000

市道 東矢ノ谷連絡線

透水性舗装 A=895.8m²

本工事施工 L=60m

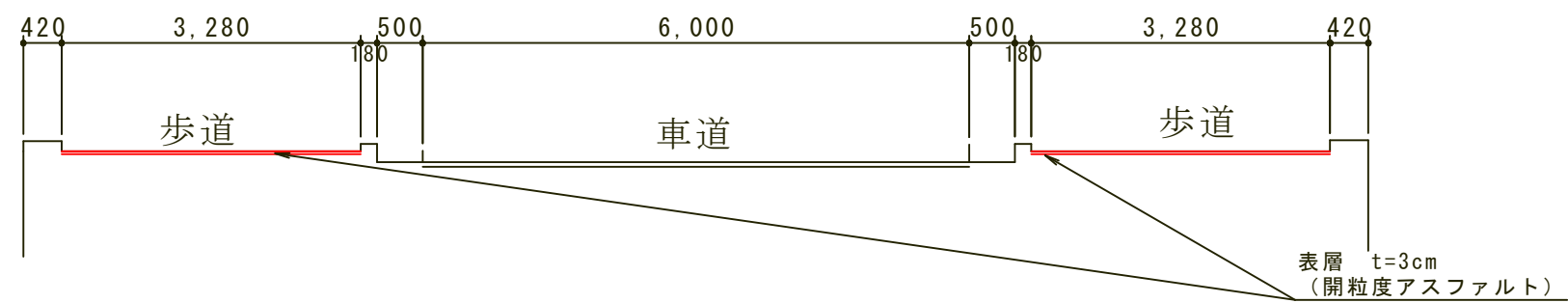


令和7年度 市単事業		道路橋梁整備事業	
市道東矢ノ谷連絡線舗装改良工事			
相生市 那波 地内			
図面	平面図	1	
縮尺	図示のとおり	2	
相生市 建設農林部 都市整備課			

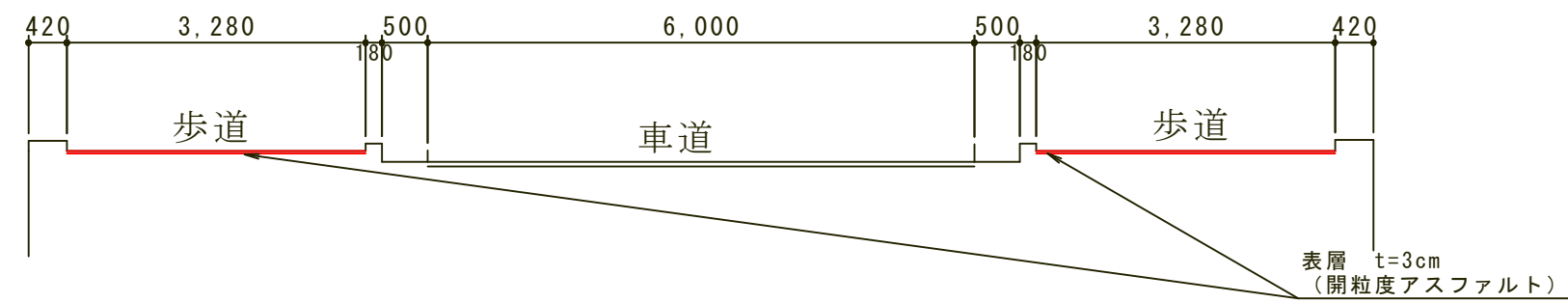
標準断面図 $S = 1 : 80$

市道 東矢ノ谷連絡線

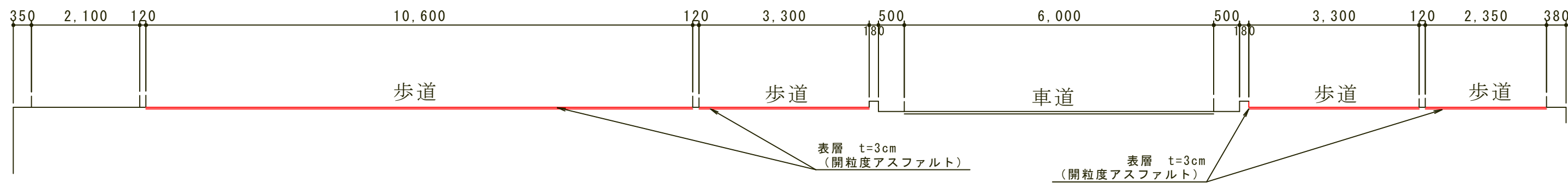
No. 3



No. 2



No. 1 (No. 0+14.6m, No. 0+18.5m)



令和7年度 市単事業 道路橋梁整備事業		
市道東矢ノ谷連絡線舗装改良工事		
相生市 那波 地内		
図面	標準断面図	2
縮尺	図示のとおり	2
相生市 建設農林部 都市整備課		